

(参考)

本資料は港湾法における「港湾の施設の技術上の基準」の適用についての参考資料として作成したものです。本件の実施に当たっては、必ず関係法令をご確認の上で対応をお願いします。

1. 港湾法における「港湾の施設の技術上の基準」が適用される港湾法で定められた手続きについて

(1) 港湾法第37条による工事等への許可手続きについて

- ・港湾区域内の工事等の許可（港湾法第37条）に基づく港湾管理者の権限の行使の際の基準として適用
- ・但し、公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について行う行為を除く。
- ・港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾法第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは許可してはならない。

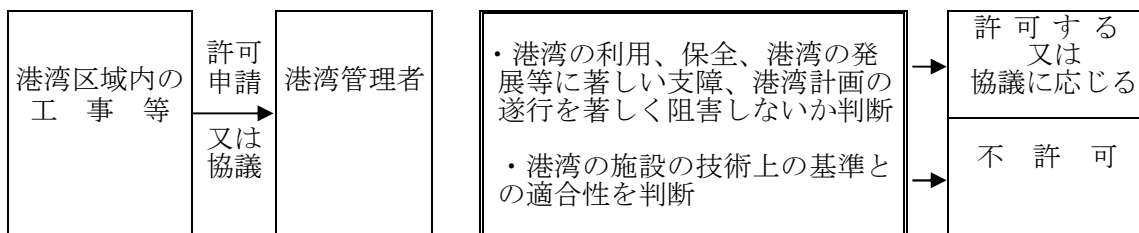
① 対象区域：

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域（港湾隣接地域）

② 対象施設及び行為：

- イ. 港湾区域内の水域（水域の上空100m、水底下60mまでの区域）又は公共空地の占用
- ロ. 港湾区域内の水域（水域の上空100m、水底下60mまでの区域）又は公共空地における土砂の採取
- ハ. 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（但し、イ. の占用を伴うものを除く）
- ニ. イ～ハに掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある行為（港湾法施行令第14条）
- ホ. 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- ヘ. 沈没船等の引き上げのため水域の占用が必要となる場合
- ト. 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合

③ 港湾法第37条の図式



④ 工事開始までに届出る事項等及びその対象者について

- 一 一般：港湾管理者への許可
- 国、地方公共団体：港湾管理者への協議

⑤ 提出資料（港湾法施行規則第3条の5）

- ・建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能（技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。以下同じ。）
- ・建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
- ・上記の照査方法
- ・建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- ・建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- ・その他、港湾管理者が必要と認める書類

(2) 港湾法第56条による工事等への許可手続きについて

- ・港湾区域の定めのない港湾のうち公告水域内における工事等の許可（第56条）に基づく都道府県知事の権限の行使の際の基準として適用
- ・港湾の利用もしくは保全に著しく支障を与え、又は港湾法第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは許可してはならない

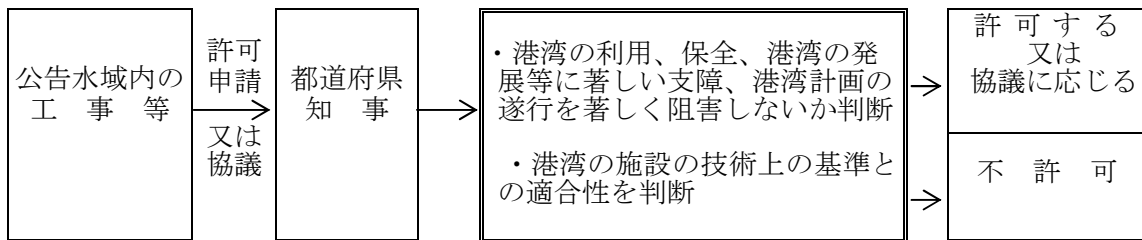
① 対象区域：

港湾区域の定めのない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した水域（開発保全航路の区域を除く）

② 対象施設及び行為：

- イ. 水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占有し（公有水面の埋立による場合を除く。）、土砂を採取し、又はその港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある都道府県知事が指定する廃物の投棄
- ロ. 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占有が必要となる場合
- ハ. 沈没船等の引揚げのため水域の占有が必要となる場合
- ニ. 都道府県知事が指定する行為のため水域の占有が必要となる場合

③ 第56条の図式



④ 工事開始までに届出る事項等及びその対象者について

- 一 一般：都道府県知事への許可
- 国、地方公共団体：都道府県知事への協議

⑤ 提出資料（港湾法施行規則第27条の4）

- ・建設を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
- ・上記の照査方法
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- ・その他、都道府県知事が必要と認める書類

(3) 港湾法第38条の2による工事等への許可手続きについて

- ・臨港地区内における行為の届出等（第38条の2）に基づく港湾管理者の権限の行使の際の基準として適用
- ・港湾法第37条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第3項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者との協議が調った行為をしようとするときは除く

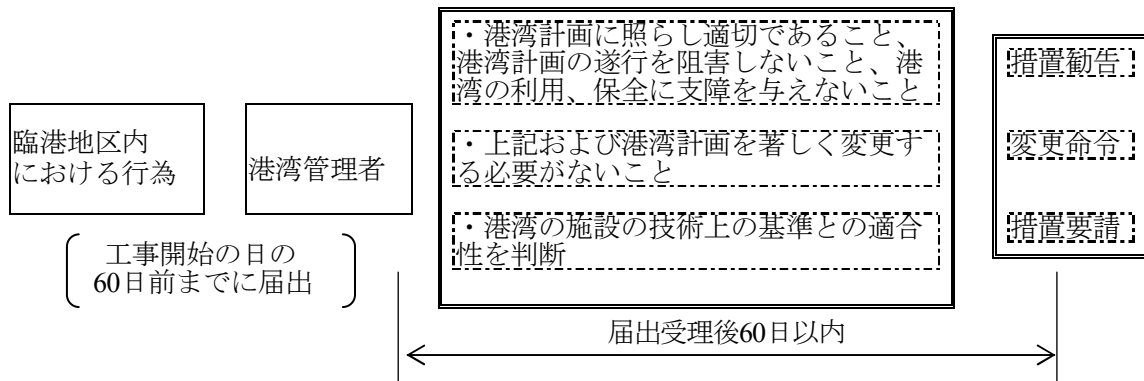
① 対象区域：

臨港地区内

② 対象施設：

- イ. 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
- ロ. ハで規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で、港湾管理者が指定する廃棄物処理施設の種類ごとにその指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものの建設又は改良
- ハ. 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計が2,500㎡以上又は工場若しくは事業場の敷地面積が5,000㎡以上のものの建設又は改良
- ニ. イ～ハを除く、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある施設の建設又は改良
 - i. 爆発物その他の港湾法施行令第6条で定める危険物のうち港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設
 - ii. 揚水施設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くしようとするにより揚水施設となるものを含む。）

③ 第38条の2の図式



④ 工事開始の日の60日前までに届出る事項等及びその対象者について

- 一 般：港湾管理者への届出
- 国、地方公共団体：港湾管理者への通知

⑤ 提出資料（港湾法施行規則第5条）

- ・技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする行為に係る施設の諸元及び要求性能
- ・技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする行為に係る施設への作用及びその設定の根拠
- ・上記の照査方法
- ・技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする行為に係る施設の施工方法及び安全管理方法を記載した書類
- ・技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする行為に係る施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

- (4) 港湾法第56条の3による工事等への許可手続きについて
- ・港湾の施設の安全確保を図るために、一般水域における行為の規制を規定した第56条の3に基づく都道府県知事の権限の行使の際の基準として適用
 - ・港湾法施行令第20条、但し港湾法施行規則第28条に掲げるものを除く

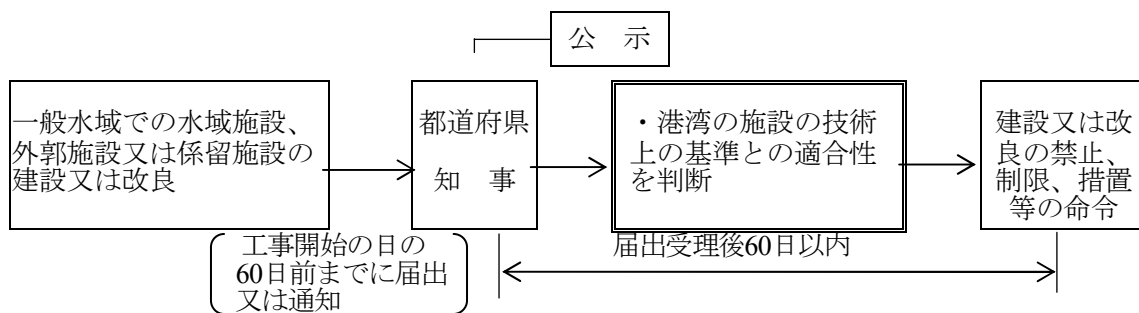
① 対象区域：

港湾区域及び港湾区域の定めのない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した水域（開発保全航路の区域を除く）を除く水域

② 対象施設及び行為：

- イ. 水域施設
 - ロ. 外郭施設（海岸保全施設及び河川管理施設を除く。）
 - ハ. 係留施設
 - i) 危険物積載船、旅客船（13人以上の旅客定員を有するものをいう。）又は自動車航送船に係留するためのもの
 - ii) ヨット、モーターボート等の船舶に係留するためのもの（同時に5隻以上の船舶に係留することができ、かつ、人が乗船し、又は下船することができるもの）
 - iii) 総トン数500トン以上の船舶に係留するためのもの
- } の建設又は改良

③ 第56条の3の図式



④ 工事開始の日の60日前までに届出る事項等及びその対象者について

- 一 一般：都道府県知事への届出
- 国、地方公共団体：都道府県知事への通知

⑤ 提出資料（港湾法施行規則第27条の4）

- ・建設を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠
- ・上記の照査方法
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- ・建設を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類
- ・その他、都道府県知事が必要と認める書類

2. 技術基準の対象となる施設

技術基準対象施設は、港湾法施行令第19条に規定されており、これらの施設を建設、改良又は維持する場合には技術基準の適用が義務づけられています。

これらの技術基準対象施設は、「港湾区域」（港湾法（以下、「法」という。）第2条第3項）において建設、改良又は維持する施設のみならず、「港湾区域の定のない港湾」（法第56条）、「港湾区域及び第56条第1項の規定により公告されている水域を除く水域」（法第56条の3）内の施設等についても適用されます。

表－1 技術基準の対象となる施設

施設分類 項目	技術基準対象施設 (港湾法施行令第19条)
水域施設	全ての施設が「技術基準」の対象施設
外郭施設	海岸保全施設・河川管理施設を除く施設は「技術基準」の対象
係留施設	全ての施設が「技術基準」の対象施設
臨港交通施設	港湾施設である施設は「技術基準」の対象
荷さばき施設	
保管施設	
船舶役務用施設	
旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設	全ての施設が「技術基準」の対象施設
廃棄物埋立護岸	港湾施設である施設は「技術基準」の対象
海浜	
緑地及び広場	

(※ 港湾施設とは、港湾法第2条第5項に掲げる施設)

3. 技術基準への適合性確認が必要な施設

技術基準対象施設を建設し、又は改良しようとする者（国を除く。）は、公共の安全その他の公益上影響が著しいと認められるものとして国土交通省令で定める施設（港湾法施行規則第28条の2）を建設又は改良する場合、施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならない（港湾法第56条の2の2第2項）こととされています。

技術基準対象施設について、技術基準に適合するものであることを確認する登録確認機関が有る場合は、登録確認機関へ適合性確認のための申請を行うこととされています。なお、上記機関が無い場合は、国土交通大臣の確認を受けることとなるため、地方整備局（港湾空港部）を経由して適合性確認のための申請を行うこととされています。

表－2 技術基準への適合性確認が必要な施設

項目 施設分類	適合性確認の対象施設 (港湾法施行規則第28条の2)		
	設置水深10m未満	設置水深10m以上	
水域施設	「適合性確認」は不要		
外郭施設	水門又は開門	「適合性確認」が必要	
	上記以外の外郭施設	(※1)	「適合性確認」が必要
係留施設	①水深7.5m以上の施設 ②危険物積載船、旅客船（旅客定員13人以上）、自動車航送船の係留用	(※1)	「適合性確認」が必要
	③レベル2地震動への耐震性を有する施設	「適合性確認」が必要	
臨港交通施設	道路及び橋梁	道路構造令、関係規定に準拠した施設は「適合性確認」は不要	
	上記以外の臨港交通施設	「適合性確認」は不要	
荷さばき施設	固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（大規模地震対策施設）	「適合性確認」が必要	
	上記以外の荷さばき施設	「適合性確認」は不要	
保管施設	「適合性確認」は不要		
船舶役務用施設			
旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設			
廃棄物埋立護岸	廃棄物埋立護岸	(※1)	「適合性確認」が必要
海浜	海浜	「適合性確認」が必要	
緑地及び広場	大規模地震対策施設	「適合性確認」が必要	
	上記以外の緑地及び広場	「適合性確認」は不要	

(※1) 国土交通大臣が定めた設計方法（港湾法第56条の2の2第2項ただし書きの設計方法）による場合は「適合性確認」は不要となります。